



児童手当の受給者の方は 「現況届」の提出を！

児童手当の受給者は6月末までに「現況届」を提出する必要があります。案内文を6月上旬に郵送しますので、届かない場合は児童課へ連絡してください。公務員の方は、職場で手続きをしてください。

■現況届とは

前年の所得の状況と、6月1日現在の児童の養育状況などを確認するためのもと、6月分以降の手当が受給できなくなります。

■児童手当制度

家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

●対象

町内在住で、中学3年生（15歳になつた後の最初の3月31日）までの児童を養育している方

●申請が必要な方

- ①子どもが生まれた方
- ②他の市区町村から転入した方
- ③養育している子どもの住

④公務員になつた方、公務員でなくなった方	所が変わつた方
支給額	支給額

扶養親族などの数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円

※第1子、第2子の考え方には、18歳に達した後、最初の3月31日を迎えていない年齢までの児童の人数を、年齢が上の児童から順に数えます。

児童の年齢	支給額(月額／1人)
3歳未満	15,000円
3歳～小学生	10,000円 (第3子以降は 15,000円)
中学生	10,000円

額)の支給があります。

※扶養親族などの数が5人以上の場合の限度額は、1人につき38万円が加算された額です。

●支給額

児童手当は、原則、申請した月の翌月分から支給されます。ただし、出生日や転出予定日(異動日)が月末に近い場合、申請が翌月になつても異動日の翌日から15日以内の申請であれば、申請月から支給します。申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けられなくなることがあります。ご注意ください。

支給日	内訳
6月10日(水)	2月～5月(4か月分)
10月9日(金)	6月～9月(4か月分)
令和3年2月10日(水)	10月～令和3年1月(4か月分)

■電子申請ができるようになりました！

現況届の手続きが電子申請でできるようになりました。「ひとつたりサービス」から申請してください。



●申請期限 6月30日火

●必要なもの

- ・マイナンバーカード
- ・パソコン
- ・マイナードリーダー(マイナンバーカード対応のもの)
- ・電子申請をするにはマイナポータルとあいち電子申請・届出システムの利用者登録が必要

児童手当の全部または一部の支給を受けずに、町に寄付することができます。詳細は問い合わせ先へ

●寄付

内線145

●問い合わせ 共通項目

